

前橋市監査委員公表第26号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年2月26日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	須	賀	博	史

水道局工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年7月21日～11月17日

措置通知書提出日 令和6年2月14日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：水道整備課】</p> <p>1 施工管理について（指摘事項）</p> <p>(1) 産業廃棄物処理報告書について</p> <p>産業廃棄物については、受注者が処分の完了後に産業廃棄物処理報告書を使用して処理施設や処理数量等を報告することになっているが、永明地区 配水管布設替工事（施下第19号）ほか3工事において、同報告書がないものが1件、同報告書の内容を編集したものが1件、また、添付書類が不足しているものとして、運搬車の許可ステッカーの写真がないものが2件、産業廃棄物処理委託契約書の写しがないものが1件あり、報告が適正に行われていない状況であった。</p> <p>産業廃棄物処理報告書については、令和3年度の監査注意事項とされたにもかかわらず今回の監査においても改善が不十分で不適正な事務処理が見受けられたことから、同報告書の適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>産業廃棄物処理報告書及び添付書類について、工事担当者には研修において「工事関係 提出書類チェックリスト」を活用した提出書類確認の徹底を図り、施工業者に対して工事着手前に指導及び注意喚起を行うことにより、改善できる対応を行った。</p> <p>また、講評後に複数の工事において、産業廃棄物処理報告書及び添付書類が適正に提出されていることを確認した。</p>